

第2章「京都府循環型社会形成計画（第3期）」への改定及び「京都府食品ロス削減推進計画」の策定について

府は、天然資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の喪失等の課題に対応するため、平成29年3月に府の循環型社会形成施策の最上位計画である「京都府循環型社会形成計画（第2期）」の中間見直しを行い、「3Rの推進」、「廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり」、「非常災害時における廃棄物処理体制の構築」を基本方向に掲げて、各種施策を推進してきました。

この度、地域循環共生圏の実現に向け、AI・IoT等の先端技術の進展を踏まえ、サーキュラー・エコノミー（循環経済）の実現を目指すとともに、コロナ禍による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応していくために、「京都府循環型社会形成計画（第3期）」への改定を行いました。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されるなど、国全体での食品ロス削減に向けた機運の高まりを踏まえ、府としても食品ロスの削減に向けて、多様な主体と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進するために、新たに「京都府食品ロス削減推進計画」を策定しました。

1 京都府循環型社会形成計画（第3期）

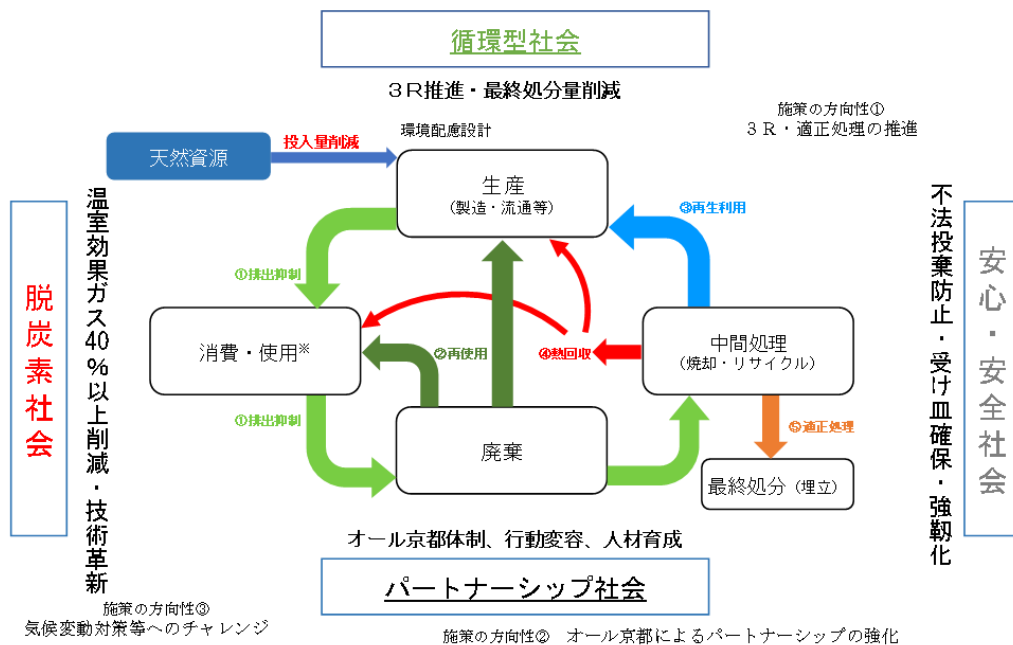
(1) 改定の趣旨

本計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会作りに向け、多様な主体と連携しながら資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の実現のための方策を推進していくこととしています。

(2) 京都府が目指す循環型社会のビジョン

2050年頃の京都府の将来像（京都府環境基本計画）
京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
 ～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

図1-2-1 ビジョンの全体図



※ 消費・使用されるものには、食品や洗剤のようにすぐに廃棄されるものと自動車や家電製品のように何度も使用でき、使用期間の長いものがある

(3) 計画の主な目標

表 1-2-1 一般廃棄物及び産業廃棄物の目標

主な項目	一般廃棄物		産業廃棄物	
	現状 (令和元年度)	目標 (令和12年度)	現状 (令和元年度)	目標 (令和12年度)
排出量	796千トン	710千トン (▲11%)	4,402千トン	4,223千トン (▲4%)
再生利用率	15.7%	20.0%	44.2%	45.4%
最終処分量	107千トン	92千トン (▲14%)	107千トン	70千トン (▲35%)

(4) 施策の展開

モノを大切にする「もったいない」などの精神は、私たちの暮らしの中に息づく京都府環境基本計画に掲げる京都の豊かな力であり、これを基本にしつつ本計画における目標を達成するため、プラスチックごみ削減実行計画や食品ロス削減推進計画などの個別計画による施策を着実に推進するとともに、「3R・適正処理の推進」、「オール京都によるパートナーシップの強化」、「気候変動対策等へのチャレンジ」の3つの視点から施策を推進します。

また、当面5年間で取り組む施策を重点施策として、目標達成に向け実施します。

<主な施策の展開>

①府民一人ひとりの行動変容につながる普及啓発の促進

府民が商品（建物を含む。）の購入や使用にあたり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するという行動変容につながるよう、市町村や各種団体から参画するプラットフォームを設置し、府民運動として展開します。

②情報発信の推進

循環型社会の形成に向けた取組や廃棄物処理の現状などについて、ホームページや研修、啓発資材等により広く情報を発信します。

③リペア、リフィル、**リファーマビッシュ***の取組の推進

モノを大切にする文化や伝統につながる修理・修繕に府民が広く取り組めるように、リペアやリファーマビッシュに関する手引きを作成し、モノの長期使用から廃棄物の発生抑制につなげるとともに、社会システムとしての再使用できる容器のリフィルや衣類のリユースを支援することで、モノの長寿命化を進めます。

④プラスチックごみ対策の推進

令和3年1月に策定した「京都府プラスチックごみ削減実行計画」に基づき、プラスチックごみの3Rと紙素材等を含む再生可能素材への転換の推進、海洋プラスチックごみ対策についての施策を推進します。特に、使い捨てプラスチックごみ対策として、市町村や事業者に対し、リユース食器やリターナブル容器の使用促進など、ごみを出さない取組を支援します。

⑤多量排出事業者における産業廃棄物削減の強化

多量排出事業者が、産業廃棄物の排出削減及び再生利用を効果的に拡大するよう、府は多量排出事業者に対し指導・助言を継続するとともに、各業種等の達成目標（最終処分量や評価項目など）を設定し、これに基づき、事業者が計画・実践・課題摘出・対策を繰り返すPDCAサイクルの取組を促進します。

⑥建設廃棄物の3R促進

関係団体等と連携して建設廃棄物削減実行計画を策定し、排出事業者に対して指導・啓発を行います。また、建材のリサイクル適性の把握や、解体やリフォーム時を見据えた建材の選定を行うことができるような仕組みの検討に、建材メーカーやハウスメーカーなどと協力して取り組みます。さらに、建設混合廃棄物のリサイクルを促進するために、AI技術を活用したロボット選別施設等に対する補助を行います。

⑦次世代型環境ビジネスの振興

プラスチックごみや食品ロスの削減を推進するにあたって、関係機関と連携して、デジタル技術を活かした次世代型環境ビジネスを地域で展開します。また、今後増加が見込まれる太陽光設備について、メンテナンス業者、産業廃棄物処理事業者等が連携した太陽光発電パネル資源循環プラットフォームを設置し、IoTセンサーや電子マニフェスト連携等により、処理先の選定から業務管理までを一元化した管理システム導入を促進します。

⑧市町村等との連携強化による災害廃棄物の適正処理体制の確保

災害発生時に迅速かつ適正に廃棄物処理に対応できるよう、全市町村における災害廃棄物処理計画の策定に向けた支援を行うこととし、計画策定後も災害廃棄物処理の実効性確保を目的とした共同訓練等を行います。また、非常時に迅速に対応できる相互応援体制を構築するため、市町村等が参加する京都府災害廃棄物処理連絡協議会において、研修などによる情報共有を行うとともに、ブロック別協議会を設置します。

(5) 計画の進行管理

廃棄物を巡る動向の変化や計画の進捗状況等に応じて、計画策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画の見直しを行います。

計画の進捗状況や施策の効果については、京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会で検証を行い、徹底したPDCAサイクルにより進行管理を行います。

2 「京都府食品ロス削減推進計画」について

(1) 策定の趣旨

食品ロスは、食品がごみとして処分される際だけでなく、食品の生産や輸送の際にも大きな環境負荷を生じさせており、食品ロスを減らすことは、食品の生産や輸送、廃棄処分に関わるエネルギーの無駄を削減できるため、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量が減少し気候変動が抑制され、脱炭素社会の実現につながり、加えて、生物多様性保全や水資源の保全にもつながります。また、貧困問題の改善も期待できます。

本計画では、食品ロスを取り巻く社会情勢を踏まえ、府としても食品ロスの削減に向けて、多様な主体と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進することとしています。

(2) 計画の目標

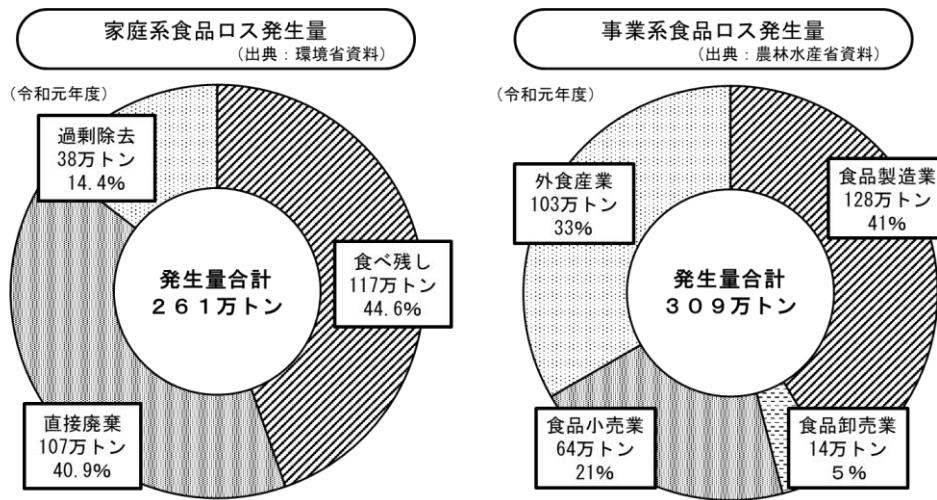
本計画では、食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ること、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指しています。

図 1-2-2 食品ロス発生量

【国内食品ロス発生量】

国内における食品ロス発生量：約570万トン（令和元年度推計）

（1日当たりの食品ロス発生量：約124g）



【京都府内食品ロス発生量】

京都府における食品ロス発生量：約 11.5 万トン（令和元年度推計）

（1人1日当たりの食品ロス発生量：約 122g）

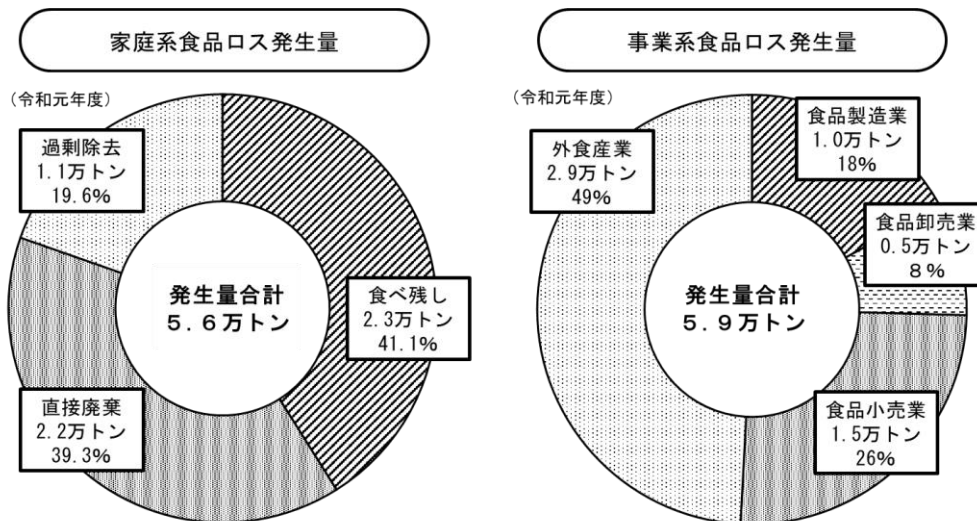


表 1-2-2 京都府食品ロス削減推進計画数値目標

項目	現状	2030 年度 (目標値)
① 食品ロスの発生量を 2030 年度までに 2000 年度比で半減することとする。	11.5 万トン ※1 人 1 日当たり 122g (2019 年度)	9.4 万トン ※1 人 1 日当たり 106g
② 食品ロス問題を認知して削減に向けた複数の取組を行う消費者の割合を 90%以上とする。	88.3% (2020 年度)	90%以上

(3) 目標達成に向けた主な施策

① 消費者に向けた施策

府域全体で市町村や事業者、関係団体等と連携の上、キャンペーンを実施し、より良い消費行動に向けて、食品ロス問題の認知及び取組の実践を促進する府民運動を展開します。

ア 食品ロス発生状況把握の推進

自身の行動による食品ロスの発生状況を把握するため、日常生活で発生する食品ロスの量を日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」等の普及及び活用による自己の食品ロス発生状況把握を推進します。

イ 教育による普及啓発

府内の小中高生や全国から府内に訪れる修学旅行生を対象とした、食品ロス削減に係る啓発を実施します。また、食育による食への感謝の気持ちの醸成、消費者教育を通じたエシカル消費の普及や環境教育等による食品ロス問題に対する認識の向上を図るとともに、府内の大学生と連携した若者世代に対する食品ロス削減に向けた啓発等を実施します。

ウ 研修会等による消費者への取組促進

市町村と連携したセミナーの開催等において、府民に対し、日常生活の各場面における食品ロス削減に向けた取組を広めます（冷蔵庫の整理方法、過剰購入の防止や期限表示の正しい理解、食べきりメニューの紹介等）。

エ 食品ロス削減推進を担う人材の育成

地域において、食品ロスの実態を把握し、食品ロスに関する知識、冷蔵庫の収納術や食材の正しい保存方法等の食品ロス削減につながる取組を広める人材を育成し、府と連携して普及活動を実施することで、食品ロス削減を実行する府民を増やします。

写真 1-2-1 消費者向けセミナーの様子



② 事業者に向けた取組

各事業者に対し、自らの事業活動において生じる食品ロスの現状の認識と、食品ロスの発生抑制に向けた取組の実践を促進・支援します。

ア 外食産業事業者等への取組促進

飲食店・宿泊施設及び食品小売店を対象とした「食べ残しゼロ推進店舗」の登録拡大や、登録店舗と連携した取組を市町村と協力して実施するとともに、店舗における取組内容等の情報発信を行います。また、WEBサイト運営企業等と連携して食べ残し対策等を検討し、支援します。

イ 需要予測の最適化を促進

需要予測や在庫管理の適正化により食品ロスの発生抑制を図るため、AI等の最新技術を活用した需給最適化システムの導入を促進します。

ウ 食品ロス削減アドバイザーの育成

事業者に対し食品ロス削減に係る助言や情報提供等を行う食品ロス削減アドバイザーを育成し、削減に向けた取組を支援します。

エ 商慣習の見直しの支援

納品期限、販売期限等の1/3ルールや期限表示について、国、業界等の動きも踏まえ、事業者による見直しを促します。

図1-2-3 食べ残しゼロ推進店舗認定ステッカー



③ 未利用食品の有効活用の促進

ア 新たな食品ロス削減モデルの構築

食品ロス削減に資する新たな取組を行う民間企業や食品関連事業者と連携の上、地域の食品小売店等で生じた未利用食品を、地域で有効活用し消費するモデル地域を構築し、府内に展開します。

イ フードシェアリングの促進

事業者及び消費者に対し、未利用食品を有効活用するためのアプリ等を用いたフードシェアリング（飲食店、食品小売店等において、消費期限や賞味期限が迫った食品を売り切るためのサービス）の活用を促進します。

ウ フードバンク活動等の周知・支援

事業者や消費者に対し、府内のフードバンク団体の情報発信を行うことで活動に対する認知の向上を図るとともに、フードバンク団体の活動を支援します。また、家庭で眠っている未利用食品を持ち寄り、フードバンク等に寄付するフードドライブ活動を推進します。

④ 効果的に食品ロスを削減するための推進体制の整備

ア プラットフォームの設置

関係事業者団体、消費者団体、行政機関からなるプラットフォームを設置し、各主体が一体となって取組を推進します。

イ 府庁内関係部局や市町村との連携

府庁内の関係部局が連携し、情報共有や施策実施を推進します。また、市町村等担当課長会議等を活用し、意見交換や各市町村における取組の情報共有を行うとともに食品ロス削減推進計画の策定や取組の支援を行います。

ウ 表彰の実施

食品ロス削減に向けた先進的な取組を実施する事業者等に対する表彰を行い、その取組について広く周知します。

(4) プランの実施体制・進行管理

計画の推進に当たっては、継続的に進捗状況を確認し、新たな課題を把握・検証の上、次の展開につなげるため徹底したPDCAサイクルによる進行管理を行うこととします。

なお、食品ロス量の把握については、調査頻度や内容の充実を検討の上、実施し、消費者の食品ロス問題への認識については、府民モニターアンケート等を活用の上、把握し、本計画の進捗状況の確認を行うこととします。また、計画の進捗状況や社会情勢、食品ロスを取り巻く状況等を踏まえ、計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを検討することとします。